

---

研究論文

---

教育委員会における教員養成カリキュラムへの  
関わりについての一考察

－東京都を例として－

A Study of the Contribution Made by Boards of Education to  
Teacher Education Programs in Universities :

A Case of the Tokyo Metropolitan Government

宮下 治<sup>1)\*</sup>

Osamu MIYASHITA<sup>1)\*</sup>

**Abstract**

The purpose of this research is to shed light on how and to what extent the involvement of boards of education has contributed to university teacher education programs. As the first and critical step in this wide-ranging exploration, this research sets about investigating the approaches the Board of Education of the Tokyo Metropolitan Government has employed in assisting in the improvement of university teacher education programs and curriculum, especially through the use of the Teaching Practice Evaluation Form it has developed.

(1) Findings show that both A University and Juntendo University have adopted three areas specified in the Teaching Practice Evaluation Form, namely: (a) the abilities, and knowledge, and responsibilities required by teachers; (b) the practical skills needed for teaching particular subjects; and (c) classroom management skills. (2) The findings suggest that the Curriculum for Elementary School Teacher Education Programs prescribed in 2010 by the Tokyo Metropolitan Government Board of Education has been widely adopted not only by university elementary school teacher education programs but also by university secondary school teacher education programs in the Tokyo area. And (3) it is critical that university teacher education programs undertake continual reciprocal endeavors with boards of education in terms of teacher education, teacher employment, and in-service teacher training seminars.

---

<sup>1)</sup> 順天堂大学国際教養学部 (Email : o-miyashita@juntendo.ac.jp)

\* 責任著者 : 宮下 治

[August 23, 2017 原稿受付] [January 29, 2018 掲載決定]

## Key words

教育委員会、教員養成、カリキュラム、東京都、教育実習

Board of education, Teacher education, Curriculum,

Tokyo metropolitan government, Teaching practice

### 1. 問題の所在

#### 1.1. 教員養成を行う大学と教育委員会との関係

小学校、中学校、高等学校などの教員が教職生活全体を通じて資質・能力を向上させていくためには、「養成」・「採用」・「研修」の各段階において、「養成」は主に大学が担い、「採用」と「研修」は主に教育委員会が担うなど、大学と教育委員会が連携しつつ、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えている現状がある。

#### 1.2. 教員採用試験の競争倍率の現状

「平成 28 年度公立学校教員採用選考試験実施状況調査」(文部科学省, 2017)によると、教員採用試験の競争倍率が大きく低下してきている実態が分かる。

2016 年度に公立学校教員採用選考試験を実施したのは、合計 68 の都道府県や政令指定都市の教育委員会であった。受験者総数は 17 万 455 人で、前年度よりも 2.6% 減少している。逆に、採用者数は 3 万 2,472 人で、前年度よりも 0.7% 増加した。その結果、教員採用試験の競争倍率は 5.2 倍であり、前年度の 5.4 倍よりも減少したのである。

教員採用試験の競争倍率は、2000 年度の 13.3 倍をピークとして、減少を続けているのである。13 倍以上あった競争倍率は 16 年間で 5 倍程度にまで低下したことになる。これは、第 2 次ベビーブーム時に大量採用された 50 歳代の教員が、一斉に定年退職の時期を迎えたことで、新規採用者数が増加した一方で、教員採用試験の受験者数が思うように伸びなかったためと考えられる。さらには、教育実習の時期と民間企業などへの就職活動の時期が重なったことなどにより、教職課程を辞退する学生が増えた

ことなども競争倍率の低下に拍車をかけていると考えられる。

学校種別で見ると、2016 年度の競争倍率は、小学校が 3.6 倍 (前年度 3.9 倍)、中学校が 7.1 倍 (前年度 7.2 倍)、高等学校が 7.0 倍 (前年度 7.2 倍) などとなっている。特に、小学校の競争倍率が 4 倍を下回るなど、低下が深刻化してきているのである。

#### 1.3. 教育委員会の教員養成への関わり

教員採用試験の競争倍率が低下してきていることに対して、各教育委員会では新規採用教員の教員としての資質と能力の低下が懸念されるようになった (東京都教育委員会, 2017)。

##### 1.3.1. 教師養成塾による「養成」への関わり

そうした中、例えば、東京都教育委員会では 2004 年度から「東京教師養成塾」を設置している。これは、小学校教員養成課程を設置している大学や、特別支援学校教員養成課程を設置している大学から 150 名ほどの学生を推薦してもらい、1 年間の研修を受けた後、特別選考によって東京都公立小学校や特別支援学校の教員として採用していくものである (東京都教育委員会, 2017)。同様の動きは、横浜市教育委員会の「よこはま教師塾」をはじめ、多くの教育委員会で実施されている。

##### 1.3.2. 教職課程カリキュラムによる「養成」への関わり

東京都教育委員会は、2010 年 10 月に「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」(東京都教育委員会, 2010) を策定し、東京都並びに隣接県の小学校教員養成課程を設置している大学や短期大学などに提示した。

同書において、このカリキュラム策定の意義を「教員の資質・能力の向上を図る上で、「養成課程・採用選考・採用後の育成」を一体のものであると捉えている。その上で、東京都教育委員会として、より実践的指導力を高めるための小学校教員養成課程のカリキュラムについて、教員養成課程をもつ大学に提示することにより、大学の教員養成課程の改善・充実を図る。」としている。

なお、東京都教育委員会（2010）では、ここに示すカリキュラムは、小学校教員養成課程のみならず、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員養成課程にも当てはまることを記している。

また、東京都教育委員会（2010）では、このカリキュラムの特色について、

- (1) 東京都が求める、教師として最小限必要な資質・能力と到達目標を3領域17項目にまとめたこと。また、各項目の趣旨と内容について詳細を示した解説編も併せて作成したこと。
  - (2) 教育実習の改善を図るため、教育実習の指導内容を3領域に関連付けた「教育実習成績評価票」などを示し、大学が主体的に実習校と連携して教員養成に取り組めるようにしたこと。
  - (3) 教職実践演習の到達目標を示し、3領域別に示された資質・能力と教育職員免許法の各科目との関連を明確にしたカリキュラムマップを提示したこと。
- としている。

教育委員会は、1.3. に記したように、教師塾といった直接的な教員の「養成」に関わったり、大学の教員養成課程の改善・充実を図るために、教職課程カリキュラムの提示により教員の「養成」に関わったりしているのである。

## 2. 研究の目的と方法

### 2.1. 研究の目的

上記のように、教育委員会が教員の養成カリ

キュラムに大きく関わりを見せている現状がある。

そこで、本研究は、東京都教育委員会が提示している「教育実習成績評価票」を例に、大学の教員養成にどのように関わりをもたせているのかを具体的に探り、教育委員会における教員養成カリキュラムへの関わりの現状を見出すことを目的とする。

### 2.2. 研究の方法

本研究は、次の方法により進めることとする。

- (1) 2010年度に設定された、東京都教育委員会が提示している「教育実習成績評価票(例)」（以下、「都教委・成績評価票」と記す）の評価項目と評価の観点の確認を行う。
- (2) 2011年度に設定された、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員養成課程を設置している東京都内にあるA大学の「教育実習成績報告書」（以下、「A大学・成績報告書」と記す）について調査する。その上で、「都教委・成績評価票」との関わりについて比較検討を行う。
- (3) 2015年度に設定された、中学校、高等学校教員養成課程をもつ筆者の所属である順天堂大学国際教養学部の「教育実習評価票」（以下、「順大・評価票」と記す）について記す。その上で、「都教委・成績評価票」との関わりについて比較検討を行う。
- (4) これらの調査・検討の結果を踏まえ、教育委員会における教員養成カリキュラムへの関わりの現状と課題について検討を行う。

## 3. 「都教委・成績評価票」について

### 3.1. 策定の経緯

東京都教育委員会（2010）は、「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」を発表し、学部段階で学生に身に付けさせておく必要がある、東京都の小学校教師として「最小限必要な資質・能力」を示している。

その上で、東京都の小学校教師としての「最

**表1 東京都の小学校教師として「最小限必要な資質・能力」としての3領域17項目**  
(東京都教育委員会, 2010より引用)

(カッコ数字は項目)
<b>領域①「教師の在り方に関する領域」</b>
(1) 教師の仕事に対する使命感と豊かな人間性
(2) 教師として必要な教養
(3) コミュニケーション能力と対人関係力
(4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割
(5) 学校組織及びサービスの厳正
<b>領域②「各教科等における実践的な指導力に関する領域」</b>
(6) 学習指導要領
(7) 教材研究・教材解釈と授業づくり
(8) 単元指導計画の作成及び改善
(9) 指導方法・指導技術
(10) 児童の学習状況の把握と評価
(11) 授業力向上と授業改善
(12) 特別支援教育
(13) キャリア教育
<b>領域③「学級経営に関する領域」</b>
(14) 学級経営の意義と学級づくり
(15) 集団の把握と生活指導
(16) 児童理解と教育相談
(17) 保護者・地域との連携

小限必要な資質・能力」を、「教師の在り方に関する領域」、「各教科等における実践的な指導力に関する領域」、「学級経営に関する領域」の3領域17項目に整理している(表1)。

また、領域ごとに「到達目標」と「内容」を示し、育成すべき資質・能力を明確化している。「内容」について、育成すべき資質・能力を、「意欲・態度」(教師になりたいと思う熱意と使命感、真摯に教職課程を学ぼうとする態度)「知識」(教師として職務を遂行するために必要な知識)「実践的指導力」(学校組織の一員としての教師として実際に児童を指導する力)の3観点に整理し、それぞれ「内容」を明記している。

さらに、教育実習に関しては、実践的な指導力が身に付く効果的な教育実習を行うために、教育実習の指導を3領域に関連付け、指導内容

を明記して学生が大学の学びを教育実習で生かせるようにしている。併せて、「都教委・成績評価票」(図1)を示すことで、大学が小学校と一層連携して教育実習を行うことができるようにしている。なお、この「都教委・成績評価票」は、2011年度より東京都公立小学校で使用されている。また、大学側がA大学のように、独自に教育実習評価票を作成し、東京都公立小学校の実習校に渡した場合でも、大学側が作成した評価票とともに、「都教委・成績評価票」でも記載されている。

なお、東京都教育委員会(2010)では、「都教委・成績評価票」は、小学校での教育実習のみならず、中学校、高等学校、特別支援学校等の教育実習でも参考にしてもらいたい旨を記している。

### 3.2. 評価項目と評価の観点

教育実習中の学生を評価するにあたり、「都教委・成績評価票」における評価項目としては、次のような3領域9項目を設定している。

#### 【領域①】教師の在り方

- (1) 使命感と豊かな人間性と教師としての必要な教養
- (2) コミュニケーション能力と対人関係力
- (3) 学校組織の一員としての役割とサービスの厳正

#### 【領域②】実践的な指導力

- (4) 学習指導要領の理解と授業づくり
- (5) 単元指導計画の作成と指導方法・指導技術
- (6) 児童の学習状況の把握と授業改善
- (7) 特別支援教育とキャリア教育

#### 【領域③】学級経営

- (8) 学級経営と集団の把握・生活指導
- (9) 児童理解と教育相談・保護者との連携

これら3領域9項目は、東京都の小学校教師としての「最小限必要な資質・能力」として掲げた3領域17項目を適宜統合したものとなっている。

また、9項目のそれぞれには2つずつの評価の観点が挙げられている。例えば、【領域①】

〇〇大学 教育実習成績評価票 (例)

平成 年 月 日

フリガナ 実習生名	大学		学部	学科
	専攻			
学籍番号 ( )				
実習期間	出席すべき日数	出席日数	欠席日数(理由)	
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	日	日	病欠 日 ( ) 事故欠 日 ( ) その他 日 ( )	遅刻・早退 遅刻 回数 早退 回数

1 評 定

各評価項目及び総合評定について、いずれかの評語を記入してください。

(評語) 5 (非常に優れた資質・能力を有している) 4 (優れた資質・能力を有している) 3 (資質・能力を有している)  
2 (資質・能力が不足している) 1 (教員としての資質・能力がない)

評価項目		評価の観点	評 定
【領域①】 教師の在り方	(1) 使命感と豊かな人間性と教師として必要な教養	①子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすために、子供と積極的にかかわっている。 ②小学校教師に求められる常識を身に付けている。	
	(2) コミュニケーション能力と対人関係力	①管理職をはじめとする、教職員とコミュニケーションを積極的に図ることができる能力を身に付けている。 ②児童と適切な言葉遣いや話しやすい態度で接することができる。	
	(3) 学校組織の一員としての役割とサービスの厳正	①学級担任の職務内容や校務分掌について理解し、管理職等に必要な報告、連絡等を適切に行うことができる。 ②法令を遵守する態度を身に付けている。	
【領域②】 実践的な指導力	(4) 学習指導要領の理解と授業づくり	①学習指導要領の各教科等の目標や内容を踏まえて学習指導案を工夫している。 ②授業準備のための教材研究・教材解釈ができ、児童の実態に即した授業づくりを実践している。	
	(5) 単元指導計画の作成と指導方法・指導技術	①単元指導計画に基づき、実践する授業の指導目標とや指導内容、評価規準、指導観等を踏まえた学習指導案を作成することができる。 ②授業の場面において児童の実態と教科の特性に応じた指導方法や指導技術(発問、板書、説明等)を身に付けている。	
	(6) 児童の学習状況の把握と授業改善	①学習指導における評価の意義について理解し、授業中の児童の学習状況の把握や個別指導等を工夫することができる。 ②授業研究後に授業を振り返り、課題を整理し授業改善を進んで実践している。	
	(7) 特別支援教育とキャリア教育	①通常の学級に在籍する、支援を要する児童へ積極的にかかわり、指導している。 ②児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出させるために授業を工夫したり児童に積極的にかかわっている。	
【領域③】 学級経営	(8) 学級経営と集団の把握・生活指導	①学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等を積極的に行っている。 ②状況に応じて適時に的確な判断を行い、教師として毅然とした態度をとり、適切にほめたり、叱ったりすることができる。	
	(9) 児童理解と教育相談・保護者との連携	①カウンセリングマインドや教育相談の基本的な技法を踏まえて児童に接している。 ②保護者や地域住民等と連携して、学校の教育力を高めていることを理解している。	
総 合 評 定			

2 校長所見

教育実習全体を通しての所見を具体的に記入してください。

(観点別又は総合で「2」以下の評定を行った場合には、必ずその理由を記入してください。)

--

学 校 名 校 長 名	印	指 導 教 員 名	印
----------------	---	-----------	---

図1 東京都教育委員会が提示している「教育実習成績評価票(例)」

の評価項目 (1) については、

- ①子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすために、子供と積極的にかかわっている。
- ②小学校教師に求められる常識を身に付けている。など、具体的な記述となっている。  
なお、評価項目 (2) ~ (9) の評価の観点については、図 1 を参照していただきたい。

### 3.3. 評価

9つの評価項目並びに総合評価については、次の5段階の評語で記入するようになっている。

- 「5」(非常に優れた資質・能力を有している)
- 「4」(優れた資質・能力を有している)
- 「3」(資質・能力を有している)
- 「2」(資質・能力が不足している)
- 「1」(教員としての資質・能力がない)

なお、各評価項目の評価と総合評価の関わりについての記載は「都教委・成績評価票」の中にはない。

また、「校長所見」欄が設けてあり、教育実習全体を通しての所見を具体的に記入できるようにもしてある。特に、評価項目や総合評価で「2」もしくは「1」の評価を行った場合には、必ずその理由を書くようになっている。

## 4. 小学校教員養成課程をもつ「A大学・成績報告書」について

### 4.1. A大学の教育実習の概要

矢嶋(2012)によると、A大学では、小学校教諭一種免許状を取得するために2回の教育実習を必修にしている。3年次には「基礎実習」を大学の附属小学校で、4年次には「応用実習」として全国の協力小学校で、それぞれ3週間の合計6週間の教育実習を行うことを原則としている。

### 4.2. 評価項目と評価の観点

教育実習中の学生を評価するにあたり、「A

大学・成績報告書」における評価項目としては、次のような5項目と22の主な評価の観点を設定している。

#### 【評価項目Ⅰ】教材研究

- (1)教科書等の分析・活用
- (2)学習指導要領および学習指導計画等の検討
- (3)興味・関心に応じた教材の開発・工夫
- (4)単元設定理由の明確化
- (5)教科内容に関する専門性

#### 【評価項目Ⅱ】指導計画の立案

- (6)本時の目標と評価の明確化
- (7)目標に応じた学習指導過程の構想
- (8)発問・助言等と反応予想の明確化
- (9)資料・教具・機器等の準備、板書計画等の立案

#### 【評価項目Ⅲ】学習指導と評価

- (10)音声・言語・文字等の明確さ、正確さ
- (11)受容的な姿勢
- (12)児童の反応への適切な対応
- (13)資料・教具・機器等の活用、効果的な板書
- (14)授業中および授業後の適切な評価活動

#### 【評価項目Ⅳ】生活指導と児童理解

- (15)生活場面での児童との関わり
- (16)学級指導および教室環境への配慮
- (17)観察に基づく個と集団の課題把握
- (18)道徳・特別活動への参加

#### 【評価項目Ⅴ】勤務態度と実習への意欲

- (19)出勤の状況(無断欠勤、遅刻等)
- (20)指導案・日誌等提出物の提出状況
- (21)協同的な姿勢・コミュニケーション力
- (22)人権への配慮と規範意識

これらの主な評価の観点には、それぞれ優れたものには「○」、劣るものには「△」、評価しなかったものには「/」(斜線)を記入してもらうようになっている。また、他の観点を実習校が立てた場合には、それを記入できる欄が設けてある。

### 4.3. 評価

#### 4.3.1. 評価項目の評価

4.2. に記した主な評価の観点に沿って優劣を判断し、それをもとに各評価項目の評価を、「5」、「4」、「3」、「2」、「1」の5段階の評語で記入するようになっている。

また、各評価項目の評価と主な評価の観点の関連性については、次のことを目安としている。

- (1) 主な評価の観点に○のみが1つ以上ある場合 → 評価は「5」または「4」
- (2) 主な評価の観点に○や△がない場合 → 評価は「3」
- (3) 主な評価の観点に△のみが1つ以上ある場合 → 評価は「2」または「1」
- (4) 主な評価の観点に○と△が混在する場合 → 総合的に判断して評価を決める

また、各評価項目の評価が「5」または「1」の場合は、所見欄にその根拠となる事由を明記してもらっている。

#### 4.3.2. 総合評価

評価項目Ⅰ～Ⅴの評価の合計点（25点満点）をもとに、次の基準で総合評価「A、B、C、D、F（Fは不合格）」をつけている。

「A」（優れている	合計点 25 ～ 21 点）
「B」（普通	合計点 20 ～ 15 点）
「C」（努力を要する	合計点 14 ～ 12 点）
「D」（一層の努力を要する	合計点 11 ～ 10 点）
「E」（不合格	合計点 9 ～ 5 点）

なお、「あくまでも目安であり、合計点によらず総合評価をつけてもかまいません。その際には、総合所見にその根拠となる事由を明記してください。」という一文も付されている。

### 5. 中学校・高等学校教員養成課程をもつ「順大・評価票」について

#### 5.1. 順天堂大学国際教養学部の教育実習の概要

順天堂大学国際教養学部では、中学校、高等学校教諭一種免許状（英語）を取得するために、

1回の教育実習を必修にしている。4年次に学生の出身中学校もしくは高等学校などで、3週間の教育実習を行うことを原則としている。なお、高等学校教諭一種免許状（英語）のみを取得する場合には2週間の教育実習を行うことを原則としている。

#### 5.2. 評価項目と評価の観点

教育実習中の学生を評価するにあたり、「順大・評価票」における評価項目としては、次のような3つの評価項目（大）と10の評価項目（細）を設定している（図2）。

##### 【評価項目（大）Ⅰ】生徒指導

- (1) 生徒の観察・理解
- (2) 指導能力
- (3) 指導態度

##### 【評価項目（大）Ⅱ】学習指導

- (4) 教科等に関する能力
- (5) 指導能力
- (6) 指導態度

##### 【評価項目（大）Ⅲ】実習態度

- (7) 実習生としての自覚
- (8) 教職に対する熱意
- (9) 実務能力
- (10) 教育実習記録等

##### 【評価項目（大）Ⅳ】その他

この欄の「評価項目（細）」には空欄2箇所があり、「実習校の実態に合わせ、適宜項目を追加してください。」という一文も付されている。

### 5.3. 評価

評価項目（大）並びに総合評価については、4段階の評語「A、B、C、D（Dは不合格）」に○印をつけるようになっている。

また、評価の基準としては、「評価および総合評価は、それぞれ「B」を標準、Dを不合格とする。」とある。

各評価項目の評価と総合評価の関わりについての記載は教育実習評価票の中には記されてい

## 順天堂大学国際教養学部 教育実習評価表

大 学 名	学籍番号・課程（専攻）				学 生 氏 名
<b>順天堂大学</b>					
<b>実 習 校 名</b>	<b>配属学年</b>	<b>実 習 教 科</b>			<b>実 習 期 間</b>
		<b>英 語 科</b>			月 日 から 月 日 まで
<b>評 価 項 目（大）</b>	<b>評 価（注1）</b>				<b>評 価 項 目（細）</b>
生 徒 指 導	A	B	C	D	◆ 生徒の観察・理解
	A	B	C	D	◆ 指導能力
	A	B	C	D	◆ 指導態度
学 習 指 導	A	B	C	D	◆ 教科等に関する能力
	A	B	C	D	◆ 指導能力
	A	B	C	D	◆ 指導態度
実 習 態 度	A	B	C	D	◆ 実習生としての自覚
	A	B	C	D	◆ 教職に対する熱意
	A	B	C	D	◆ 実務能力
	A	B	C	D	◆ 教育実習記録等
そ の 他 (注2)	A	B	C	D	◆
	A	B	C	D	◆
出 欠 席	出席すべき日数		日		欠席の理由
	出 席 日 数		日		
	欠 席 日 数		日		
	遅刻 回		早退 回		
総 合 評 価 (注1)	A	B	C	D	特 記 事 項（注3）
教科指導教諭氏名					印
クラス担任氏名					印

平成 年 月 日

学 校 名 \_\_\_\_\_ 印

校 長 名 \_\_\_\_\_

- 注1. 評価及び総合評価は、それぞれBを標準、Dを不合格とし、該当欄に○印をつけてください。  
 注2. 実習校の実態に合わせ、適宜項目を追加してください。  
 注3. 特記事項は、評価項目その他事項について特に記すべきことがあれば記入願います。

図 2 順天堂大学国際教養学部「教育実習評価表」

ない。また、「特記事項」欄が設けてあり、評価項目その他について特に記すべきことがあれば記入できるようにもしてある。

## 6. 「都教委・成績評価票」、「A 大学・成績報告書」、「順大・評価票」の比較

2011 年度に設定された A 大学の「教育実習成績報告書」の評価項目数は 5 項目であり、2010 年度に設定された東京都教育委員会が示す「教育実習成績評価票（例）」の評価項目数は 9 項目であり（図 1）、2015 年度に設定された順天堂大学国際教養学部の「教育実習評価票」の評価項目数は 10 項目である（図 2）。

3 者の評価項目を比較したものを図 3 に示す。それぞれ関係する項目どうしを実線で結んである。太線で結んでいる場合は、双方の評価項目がより関係性が強いことを表している。なお、この関係は、あくまでも筆者が捉えた関係性であることを付記する。

A 大学の示す「勤務態度と実習への意欲」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域① 教師の在り方」の項目に、A 大学の示す「教材研究」、「指導計画の立案」、「学習指導と評価」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域② 実践的な指導力」の項目に、そして、A 大学の示す「生活指導と児童理解」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域③ 学級経営」の項目に概ね近いものとする。一方で、A 大学の示す「教材研究」の評価の観点の一つである「教科内容に関する専門性」については、東京都教育委員会の示す「領域② 実践的な指導力」の項目では扱われていないことがわかる。

また、順天堂大学の示す「実習態度」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域① 教師の在り方」の項目に、順天堂大学の示す「学習指導」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域② 実践的な指導力」の項目に、そして、順天堂大学の示す「生徒指導」の項目は、東京都教育委員会の示す「領域③ 学級経営」の項目に概ね近いものとする。

なお、A 大学、並びに順天堂大学の評価項目には、東京都教育委員会の教育実習評価項目「(7) 特別支援教育とキャリア教育」及び「(9) 児童理解と教育相談・保護者との連携」のうちの「保護者との連携」の視点はほとんど抜けていると言える。

大きく捉えた場合、A 大学および順天堂大学の教育実習評価項目と、東京都教育委員会の教育実習評価項目とは、評価項目の名称は 3 者で異なるものの、本質的に関係性があるものと言える。

つまり、2010 年度に東京都教育委員会が設定した「教育実習成績評価票（例）」の 3 領域（「教師の在り方」、「実践的な指導力」、「学級経営」）は、それぞれ「教職に対する熱意や資質・能力」、「授業づくりの力」、「学級づくり（児童・生徒理解）の力」を意味していると捉えることができる。また、2011 年度に設定されている A 大学でも、2015 年度に設定されている順天堂大学国際教養学部でも、「教職に対する熱意や資質・能力」、「授業づくりの力」、「学級づくり（児童・生徒理解）の力」が同様に評価項目となっていることが確認できた。

## 7. 教育委員会における教員養成カリキュラムへの関わり現状

東京都教育委員会では、2004 年度から「東京教師養成塾」を設置している。これは、小学校教員養成課程を設置している大学や、特別支援学校教員養成課程を設置している大学から 150 名ほどの学生を推薦してもらい、1 年間の研修を受けた後、特別選考によって東京都公立小学校や特別支援学校の教員として採用されている。教師養成塾の出身者はすでに 1,500 名ほどが巣立っている。また、多くの塾出身者が主任教諭になるなど、スクールリーダーにもなっている現状がある（東京都教育委員会、2017）。

また、東京都教育委員会（2010）が、「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」を発表した後、小学校教員養成課程を設置している東

A 大学・成績報告書	都教委・成績評価票	順大・評価票
I 教材研究	(1) 使命感と豊かな人間性と教師としての必要な教養	I 生徒指導 (1) 生徒の観察・理解
II 指導計画の立案	(2) コミュニケーション能力と対人関係力	I 生徒指導 (2) 指導能力
III 学習指導と評価	(3) 学校組織の一員としての役割と職務の厳正	I 生徒指導 (3) 指導態度
IV 生活指導と児童理解	(4) 学習指導要領の理解と授業づくり	II 学習指導 (4) 教科等に関する能力
V 勤務態度と実習への意欲	(5) 単元指導計画の作成と指導方法・指導技術	II 学習指導 (5) 指導能力
	(6) 児童の学習状況の把握と授業改善	II 学習指導 (6) 指導態度
	(7) 特別支援教育とキャリア教育	III 実習態度 (7) 実習生としての自覚
	(8) 学級経営と集団の把握・生活指導	III 実習態度 (8) 教職に対する熟意
	(9) 児童理解と教育相談・保護者との連携	III 実習態度 (9) 実務能力
		III 実習態度 (10) 教育実習記録等

図3 「A 大学・成績報告書」、「都教委・成績評価票」、「順大・評価票」の評価項目の比較 (矢嶋, 2012 を一部引用)

京都内の各大学が教員養成のカリキュラムを見直し、教育実習評価票を修正するなどを行った。従来、各大学では、独自に教育実習評価票を作成していたが、東京都教育委員会の教員養成へのカリキュラムの提言があつてから、各大学が見直すきっかけとなるとともに、A大学のように、「教師の在り方」、「実践的な指導力」、「学級経営」の大きな評価の柱を設定してこられたと考えられる。

さらには、東京都教育委員会（2010）「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」の効果は、小学校教員養成課程を設置している東京都内の各大学のみならず、中学校、高等学校教員養成課程を設置している順天堂大学のような東京都内の各大学の教育実習評価票の評価項目の作成にも少なからず影響を与えていることが考えられる。

東京都教育委員会が2010年10月に策定した「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」は、当時の教育委員会指導主事などの担当者が、東京都並びに隣接県の小学校教員養成課程を設置している大学や短期大学のすべてを回り、丁寧に説明をしていった。このことがあり、各大学では講義一辺倒の授業などを見直し、教師としての実践的指導力を高めるための小学校教員養成課程のカリキュラムについて検討し、改善・充実を図る大きなきっかけを作ったことは事実として評価するべきと考える。

一方で、教員の「養成」は主に大学が担うということから考えると、教育委員会が「養成」にも関わってきていることは、大学の教員養成に対して不安を抱いている表れと捉えることができる。また、東京都教育委員会が2004年度から設置している「東京教師養成塾」では、特別教育実習が年間40日間、3日間の企業等での体験活動、年間20回程度の教科等指導力養成講座、年間8回の英語講座などがある（東京都教育委員会、2017）。そのため、受講生には大学での授業や卒業研究との両立が難しい状況にもなっているのである。

教育委員会における教員養成カリキュラムへの関わりには、上記のような課題の面もある。しかし、「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」（東京都教育委員会、2010）の中で、策定した意義を、「教員の資質・能力の向上を図る上で「養成課程・採用選考・採用後の育成」を一体のものであると捉えている。そのため、東京都教育委員会は、より実践的指導力を高めるための小学校教員養成課程のカリキュラムについて、教員養成課程をもつ大学に提示することにより、大学の教員養成課程の改善・充実を図る。」と考えている。

今後、大学と教育委員会とは「養成」、「採用」、「研修」と強い連携・協力をした取り組みを行っていくことこそが重要であると考えられる。

## 8. 研究のまとめ

本研究では、東京都教育委員会が提示している「教育実習成績評価票」を例に、大学の教員養成にどのように具体的な関わりをもたせているのかを探り、教育委員会における教員養成カリキュラムへの関わり方の現状を見出すことを目的に行った。研究の結果、次のことが明らかになった。

- (1) 東京都教育委員会が設定した「教育実習成績評価票（例）」の3領域（「教師の在り方」、「実践的な指導力」、「学級経営」）は、それぞれ「教職に対する熱意や資質・能力」、「授業づくりの力」、「学級づくり（児童・生徒理解）の力」を意味していると捉えることができる。また、A大学でも、順天堂大学国際教養学部でも、「教職に対する熱意や資質・能力」、「授業づくりの力」、「学級づくり（児童・生徒理解）の力」が同様に評価項目となっていることがわかった。
- (2) 東京都教育委員会が2010年に提示した「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」の効果は、小学校教員養成課程を設置している東京都内の各大学のみならず、中学校、高等学校教員養成課程を設置している東京都内の

各大学の教育実習評価票の評価項目の作成にも、少なからず影響を与えていることが考えられる。

- (3) 今後、大学と教育委員会とは「養成」、「採用」、「研修」と強い連携・協力をした取り組みを行っていくことこそが重要であると考えられる。

#### 付記

本研究を実施するに当たり、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金、研究代表者；宮下、課題番号；26381260、17K04880）の一部を使用させていただいた。ここに記して感謝の意を表す。

#### 引用文献

文部科学省 (2017). 「平成 28 年度公立学校教

員採用選考試験実施状況調査」,  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/senkou/1381770.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1381770.htm)),

(2017 年 9 月 5 日情報取得).

東京都教育委員会 (2010). 「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」, 1-37 頁.

東京都教育委員会 (2017). 「平成 29 年度事業案内 東京教師養成塾」,

([http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/10jidai/yosei/files/h29\\_jigyoannai.pdf](http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/10jidai/yosei/files/h29_jigyoannai.pdf)),

(2017 年 9 月 5 日情報取得).

矢嶋昭雄 (2012). 「教育実習における指導と評価に関する一考察—東京学芸大学と東京都教育委員会の成績報告書の比較から—」, 東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要, 第 8 集, 23-32 頁.